

仮設店舗における飲食店営業等の取扱い要綱

令和3年5月31日
保健所長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、祭礼、縁日等の行事に付随して仮設の店舗を設け、臨時に営業等を行う場合について、衛生上支障のない範囲での取扱いを定めるとともに、公衆衛生の確保の観点から必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業を認める祭礼、縁日等の行事は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 神社・仏閣の縁日、祭礼など伝統的行事
 - イ 花見など慣例的に食品の提供が行われてきた行事
 - ウ 産業祭、市民祭、花火大会など地域や産業の活性化を目的とした行事
 - エ チャリティーバザー、環境展、プロスポーツ、音楽、演芸などの興行行事
 - オ その他、公益性等の内容を判断し保健所長が認める行事
- (2) 仮設店舗は施設が組み立て式で容易に設置及び解体が可能なものをいう。
- (3) 模擬店は営業とは認められない次の行為を行うものをいう。
 - ア 学校祭など教育、訓練等の目的での出店
 - イ 町内会の祭りなどで特定の者を対象とする出店

(取扱品目)

第3条 仮設店舗において取扱い可能な食品は生食用の生鮮食品（さしみ、寿司、馬刺しなど）及びおにぎりを除き、次のものとする。

- (1) 調理に水を使用せず、既製品を開封、加温、盛り付け等のみを行う営業
- (2) 調理に水を使用せず、半製品を揚げる、焼く、煮る、蒸すなど1工程程度の簡易な調理のみを行う営業
- (3) 2工程程度の簡易な調理を行う営業
- (4) (1)から(3)のいずれかに該当し、機械器具容器の洗浄を必要とする営業

(施設基準)

第4条 仮設店舗における施設基準は、「仮設店舗における飲食店営業等の取扱い要綱」（令和3年5月26日付け生衛-217 秋田県生活環境部長通知。）による。

(許可手続き等)

第5条 仮設店舗による飲食店営業を行おうとするものは、営業許可申請書・届出書（秋田市食品衛生法施行細則平成9年秋田市規則第5号）に、次の書類を添付し、保健所長に提出すること。

また、営業期間を限定して営業する場合にあっては、営業期間を明示すること。

- (1) 営業施設の平面図（手洗い設備を明示すること）
 - (2) 出店計画書
 - (3) 取扱品目及び原材料等の仕入れ先
 - (4) 施設、従事者、取扱品目等に関する衛生管理計画及びその記録簿
 - (5) 仕込み行為が必要な品目にあっては、仕込み行為を行う場所の営業許可証の写し等
- 2 営業許可申請書・届出書及び添付書類の提出先は、営業期間を明記して申請する場合は、主たる営業地を所管する保健所長、それ以外の場合は施設を保管・管理する場所又は主たる営業地を所管する保健所長に提出すること。
- 3 仮設店舗による飲食店営業にあっては、営業許可証を施設に掲示して営業すること。
- 4 仮設店舗による飲食店営業であって、県内の他の保健所長の営業許可を受けている施設（以下「市外の仮設店舗」という。）については、市内一円における営業許可を受けたものとみなし取扱うこととする。
- 5 模擬店を行う場合であって、保健所長から事前指導を受ける場合は、主催する責任者が、同条第1項の定めるところにより届出を行なうこと。
(営業者の責任等)

第6条 営業者は、食品衛生法など関係法令を遵守するととともに、この要綱の規定を遵守すること。

(監視および行政処分)

第7条 保健所長は、市内一円において監視を実施し、法令違反又は要綱違反を発見した場合は、直ちに措置を講じることとする。

- 2 保健所長は、営業許可を与えた仮設店舗営業者又は監視の対象となった市外の仮設店舗営業者に対して行政処分を行うことができるものとする。ただし、市外の仮設店舗営業者に対しては、保健所長は、営業許可の取消、禁停止、施設の改善命令の措置を行うことができない。
- 3 保健所長が、監視の結果、市外の仮設店舗営業者に対する行政処分を必要と認めるときは、営業許可を与えた保健所長（秋田市を除く。以下この項において同じ。）にその旨を通知するものとする。また、市外の仮設店舗営業者に対する行政処分を行った場合は、営業許可を与えた保健所長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
(仮設店舗による臨時営業等の取扱い要綱の廃止)

2 仮設店舗による臨時営業等の取扱い要綱（平成21年4月1日）は、令和3年6月1日で廃止する。